

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 27 号	三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例の制定について
障 害 福 祉 課	<p>【改正趣旨】 三田市障害児療育センターの運営について、事業内容の充実、より良い環境整備を図るため、指定管理者による利用料金制度の導入を可能とする等の規定の整備を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 実施事業の規定内容の改正 当該施設の管理運営を指定管理者に行わせる場合において、事業者の創意工夫の幅、裁量の余地を広げるため、事業名及び定員の上限のみの規定に改正する。</p> <p>2 利用料金制を採用可能とする改正 事業者の経営努力を誘導するとともに、市の会計事務の省力化を図るため、指定管理者制度における利用料金制を採用できるように規定を改正します。</p> <p>【施行期日】 令和 2 年 4 月 1 日</p>